

独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構第2期中期計画

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号。以下「通則法」という。）第29条第1項の規定に基づき平成24年3月2日付けをもって総務大臣から指示があった平成24年4月1日から平成29年3月31日までの期間（以下「中期目標期間」という。）における独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構（以下「機構」という。）が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を達成するため、同法第30条第1項の規定に基づき、中期目標を達成するための計画を次のとおり定める。

第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

1 組織運営の効率化

各部門の業務分担、業務遂行のプロセス等を分析し、管理部門の簡素化、アウトソーシングの検討等、効率的な運営体制を確保することにより業務運営コストの縮減を図ることとし、機構に課せられた業務をより効率的・弾力的に遂行することができるよう、業務及び組織体制について継続的に点検を行うとともに、必要に応じて人員配置の見直しを行う。

なお、中期目標期間内の国際ボランティア貯金の寄附金の配分完了に向けて、公募、監査等の進行管理や必要に応じた配分方法の見直しを行うとともに、配分完了に伴う業務体制の見直しを図る。

2 業務経費等の削減

機構が日本郵政公社（以下「公社」という。）から承継した郵便貯金及び簡易生命保険を適正かつ確実に管理し、これらに係る債務を確実に履行できるよう配意しつつ、職員の意識改革、業務運営の効率化を進め、特に、一般管理費については、経費節減の余地がないか自己評価を厳格に行った上で、必要に応じて適切な見直しを行うこととし、一般管理費及び業務経費の合計（業務に係る資金調達費用、残高証明手数料等役務委託手数料、保険金等支払金、訴訟に係る経費及び人件費を除く。）について、中期目標期間の最終年度において、平成23年度の当該経費の95%以下とする。

また、一般管理費及び業務経費の削減及び効率的使用に当たっては、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成21年11月17日閣議決定）に基づく「随意契約等見直し計画（平成22年4月）」に掲げる次の事項を引き続き着実に実施し、契約の適正化及び透明性の確保を図る。

- ① 随意契約の見直し
- ② 一者応札・一者応募の見直し
- ③ 契約監視委員会による点検

なお、少額随意契約についても、複数業者から見積りを徴することを徹底する。

人件費については、政府における総人件費削減の取組を踏まえ、削減目標を設定し、国家公務員に準じた人件費改革に取り組むこととする。

役職員の給与に関しては、国家公務員の給与の見直しの動向を踏まえ、手当を含めた役員の報酬、職員の給与等の在り方を検証し、目標水準・目標期間を設定して、その適正化に計画的に取り組むとともに、その検証結果及び取組状況を公表する。

なお、目標の設定に当たっては、国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律（平

成24年法律第2号)に基づく、国家公務員の給与削減の取組を踏まえた目標を設定するものとする。

また、適切かつ効率的に業務を実施するため、定期的に業務量の変化を検証し、その結果を踏まえ、組織・人員の合理化等を図ることとし、その際、部の統合についても検討する。

第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

1 資産の確実かつ安定的な運用

- (1) 機構が公社から承継した郵便貯金及び簡易生命保険に係る債務の確実な履行を確保するため、郵便貯金資産及び簡易生命保険資産について、郵便貯金資産の運用計画(別紙1)及び簡易生命保険資産の運用計画(別紙2)に従い、確実かつ安定的な運用を行うよう努めるものとする。
- (2) 再保険先である株式会社かんぽ生命保険において確実かつ安定的な運用が行われるよう、同社における運用状況を毎月把握し、必要に応じ、下記2(1)①及び②による確認等を行うこととする。

2 提供するサービスの質の維持・向上

(1) 委託先の監督

郵便貯金管理業務の委託先である株式会社ゆうちょ銀行及び簡易生命保険管理業務の委託先である株式会社かんぽ生命保険(以下「委託先」と総称する。)に対し、委託した業務について、利用者の利便を確保するため、業務の質の維持・向上に努めるとともに、委託先が行う銀行業務及び生命保険業務と同等以上の質を確保することを求めることとする。

また、委託した郵便貯金管理業務及び簡易生命保険管理業務の質の維持・向上及び適正性の確保のため、委託先に対する監督方針を定め、次のとおり確認等を行うとともに、必要に応じ改善を求める等の措置を講ずることとする。特に、保険金等支払対応、顧客情報管理、苦情申告対応等については、留意するものとする。

- ① 事業年度ごとに重点確認項目及び項目ごとのスケジュールを設定し、確認を行うとともに、不適切事例が発生した場合には、その発生原因等を分析し、必要に応じて一層の再発防止策を講じるよう指導する等、改善に向けた取組強化及び改善状況の検証を行う。

なお、重点確認項目の設定に当たっては、国民に対して提供するサービスの質の維持・向上に向けて引き続き取り組む必要性を十分考慮することとする。

- ② 事業年度ごとに実地監査計画を定め、委託先の本支店、出張所等における委託業務の実施状況を監査する。

なお、監査業務の実施に当たっては、監査項目や監査対象局所を選定する際に、委託先の実施する内部監査の結果を利用するなど、各組織の内部統制機能を活用して、効果的かつ効率的な実施に努めるとともに、機構全体の経費の増大を招かないようにする。

(2) 再委託先の監督

郵便貯金管理業務及び簡易生命保険管理業務の再委託先に対し再委託された業務について、再委託先が業務を再々委託する場合も含め、業務の質の維持・向上に努めるとともに、再委託先が行う銀行業の代理業務及び生命保険契約の維持・管理業務と同等以上

の質を確保するよう、委託先を通じて求めることとする。

また、再委託した郵便貯金管理業務及び簡易生命保険管理業務の適正性の確保のため、委託先を通じた上記（１）①及び②に準じる確認等を行うとともに、必要に応じ改善を求める等の措置を講ずるよう再委託先に求めることとする。特に、保険金等支払対応、顧客情報管理、苦情申告対応等については、留意するものとする。

（３）監督に当たり留意する事項

① 郵便貯金管理業務及び簡易生命保険管理業務の提供場所及び提供時間

利用者の利便の確保に配慮したものとなるよう、委託先及び再委託先に対し、委託先が行う銀行業務及び生命保険業務並びに再委託先が行う銀行業の代理業務及び生命保険契約の維持・管理業務と同等以上の提供場所及び提供時間を確保するように求めることとする。

② 標準処理期間の設定

預金者、契約者等の利便を図るため、次の取扱いについて、標準処理期間を設定し、その期間内に案件の９割以上を処理するよう、委託先に求めることとする。

その対応状況について、必要に応じ上記（１）①及び②による確認等を行うとともに、改善を求める等の措置を講ずることとする。

（郵便貯金管理業務）（詳細は別紙３のとおり）

ア 貯金証書・保管証の再交付の取扱い

イ 定額郵便貯金及び定期郵便貯金に係る払戻証書の発行の取扱い

ウ 残高証明書の発行の取扱い

（簡易生命保険管理業務）（詳細は別紙４のとおり）

ア 満期保険金の支払

イ 入院保険金の支払

ウ 生存保険金の支払

エ 失効・解約還付金の支払

オ 基本契約の死亡保険金の支払

3 業務の実施状況の継続的な分析

利用者の意見を把握するとともに、業務の見直し等に資する調査等を行うことにより、業務の実施状況を継続的に分析し、郵便貯金管理業務及び簡易生命保険管理業務の質の維持・向上に努めることとする。

4 照会等に対する迅速かつ的確な対応

郵便貯金の預金者、簡易生命保険の契約者等からの直接の照会等に対し迅速かつ的確に対応することとする。

委託先及び再委託先に対しては、郵便貯金の預金者、簡易生命保険の契約者等からの照会等に迅速かつ的確に対応することを求めることとし、その対応状況について、必要に応じ、上記２（１）①及び②による確認等を行うとともに、改善を求める等の措置を講ずることとする。

5 情報の公表等

- （１）機構が承継した郵便貯金及び簡易生命保険の適正かつ確実な管理及びこれらに係る債務の確実な履行について、その透明性を高め、利用者の理解を深めるため、機構の組織、業務、商品の概要、資産運用及び財務に関する情報等並びにコンプライアンスの推進その他の機構の取組内容等に関する情報を引き続き毎事業年度公表することとする。公表に当たっては、直近の財務諸表について通則法第38条第１項の規定に基づく総務大臣の

承認を受けた日から2月以内に公表することとする。

- (2)(1)の情報その他の情報の提供に当たっては、ホームページを積極的に活用することとする。ホームページは、利用者に分かりやすくするよう努めるとともに、その充実を図るため、年1回以上ホームページの掲載内容について検証を行うこととする。

6 預金者等への周知

郵便貯金管理業務について、預入期間を経過した郵便貯金の残存状況を毎月把握し、郵便貯金の預金者に対しその状況を年1回以上周知することにより、郵便貯金に係る債務の履行の確保・促進を図る。

簡易生命保険管理業務について、支払義務が発生した保険金等の残存状況を毎月把握し、簡易生命保険の契約者等にその状況を年1回以上周知することにより、簡易生命保険に係る債務の履行の確保・促進を図る。

なお、広報業務の実施に当たっては、実際に窓口において満期を迎えた貯金や満期保険金を受け取った方等に対する実態調査等を行い、費用対効果を十分検証しつつ、より効果的かつ効率的な実施に努めるとともに、機構全体の経費の増大を招かないようにする。

第3 財務内容の改善に関する事項

1 予算

別表1のとおり

2 収支計画

別表2のとおり

3 資金計画

別表3のとおり

4 短期借入金の限度額

短期借入金をする計画はない。

5 重要な財産の処分等に関する計画

重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画はない。

第4 その他業務運営に関する重要事項

1 施設及び設備に関する計画

施設及び設備に関する計画はない。

2 適切な労働環境の確保

(1) 人事に関する計画

① 方針

- i 業務運営を効率的かつ効果的に実施するため、組織編成及び人員配置を実情に即して見直す。
- ii 職員の努力及びその成果を適正に評価する人事評価制度を実施する。

② 人員に係る指標

期末の常勤職員数については、40人以内とする。

(参考1)

期初の常勤職員数 40人

(参考2)

中期目標期間中の人件費総額見込み 1,861百万円

【郵便貯金勘定 924百万円、簡易生命保険勘定 937百万円】

ただし、上記の額は、退職手当及び福利厚生費（法定福利費及び法定外福利費）を除いた費用である。

(2) 労務課題

セクシャルハラスメントの防止、メンタルヘルス等について管理体制を確立するなど、職場環境を整備する。

3 機構が保有する個人情報の保護

(1) 機構における個人情報の保護

保有する個人情報の保護に関する規程を設け、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他個人情報の適切な管理に努めることとする。

(2) 委託先における個人情報の保護

委託先においても個人情報の適切な管理が図られるよう、それぞれの業務の委託契約において個人情報の保護に関する事項を定め、必要に応じ上記第2の2(1)①及び②の確認等を行うとともに、改善を求める等の措置を講ずることとする。

(3) 再委託先における個人情報の保護

再委託先においても個人情報の適切な管理が図られるよう、それぞれの業務の再委託契約において個人情報の保護に関する事項を定めることを義務付けるとともに、必要に応じ、委託先を通じての上記第2の2(1)①及び②に準じる確認等を行うとともに、改善を求める等の措置を講ずるよう再委託先に求めることとする。

4 災害等の不測の事態の発生への対処

(1) 機構における対処

東日本大震災の際の対応等を踏まえ、災害等の不測の事態が発生した場合においても、郵便貯金管理業務及び簡易生命保険管理業務を適切に実行できるように、緊急時の対応マニュアルを作成するとともに、年1回以上その内容について検証する等、リスク管理体制の充実を図る。

(2) 委託先における対処

委託先においても災害等の不測の事態の発生への対処が図られるよう、リスク管理体制について、必要に応じ上記第2の2(1)①及び②の確認等を行うとともに、改善を求める等の措置を講ずることとする。

(3) 再委託先における対処

再委託先においても災害等の不測の事態の発生への対処が図られるよう、リスク管理体制について、必要に応じ、リスク管理体制について委託先を通じての上記第2の2(1)①及び②に準じる確認等を行うとともに、改善を求める等の措置を講ずるよう再委託先に求めることとする。

5 内部統制の充実・強化

法令等を遵守しつつ業務を行い、機構のミッションを有効かつ効率的に果たすため、「独立行政法人における内部統制と評価について」(平成22年3月23日独立行政法人における

内部統制と評価に関する研究会)等を踏まえ、特に次の点に留意の上、内部統制の充実・強化を図る。

- ① 統制環境の整備
- ② 機構のミッション等の達成を阻害するリスクの識別、評価及び対応
- ③ 統制活動としての方針等の整備
- ④ 重要な情報の識別、処理及び伝達に係る態勢の整備
- ⑤ モニタリング態勢の整備
- ⑥ ICTの利用環境の整備等

6 情報セキュリティ対策の推進

セキュリティ対策に係る政府の方針を踏まえ、情報セキュリティポリシーの見直し、職員の教育・訓練の実施、遵守状況の把握等、適切な情報セキュリティ対策を推進する。

7 積立金の処分に係る金額の厳格な算出等

中期目標期間の最終年度に係る通則法第44条第1項本文又は第2項の規定による整理を行った後、同条第1項の規定による積立金があるときは、次期中期目標期間における積立金として整理する金額を厳格に算出し、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法（平成17年法律第101号）第25条第1項の規定による総務大臣の承認を受けるものとする。当該金額を控除してなお残余があるときは、同条第3項の規定に基づき、その残余の額を国庫納付する。

8 その他

環境保全の観点から、環境に与える影響に配慮した業務運営を行う。

郵便貯金資産の運用計画

1 基本方針

- (1) 安全・確実性を重視した運用
郵便貯金の元本・利子を確実に支払う必要があることから、安全・確実性を重視する。
- (2) 運用方法
- ① 株式会社ゆうちょ銀行に対する預金
独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構（以下「機構」という。）が日本郵政公社（以下「公社」という。）から承継した各郵便貯金に係る預入年月日、預入金額、据置期間又は預入期間、利率、利子の計算方法及び利子の支払方法（以下「預入条件」という。）と同一の預入条件により、株式会社ゆうちょ銀行に対する預金を行う。
 - ② 預金者貸付け
郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第102号。以下「整備法」という。）附則第5条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第2条の規定による廃止前の郵便貯金法（昭和22年法律第144号）第64条の規定により預金者に対する貸付けを行う。
 - ③ 地方公共団体に対する貸付け
整備法附則第6条第2項の規定により、公社から承継した地方公共団体に対する貸付けに係る債権を保有する。
 - ④ その他
国債、地方債及び政府保証債（以下「国債等」という。）を取得する。この場合、満期まで保有する運用を基本とする。
また、郵便貯金勘定における流動性を確保するため、預金による運用を行う。
- (3) 有価証券の保有目的区分の設定
金融商品の会計基準に基づく保有目的区分については、「満期保有目的の債券」に区分することを基本とする。
- (4) 市場への影響に配慮
各資産の市場規模に配慮する等、市場に及ぼす影響が少なくなるよう配慮する。

2 中期目標期間における資産構成

中期目標期間中における資産構成を次のとおり定める。

- ・ 機構が公社から承継した郵便貯金に相当する資産と同額の株式会社ゆうちょ銀行に対する預金
- ・ 機構が株式会社ゆうちょ銀行から借り入れる資金と同額の預金者貸付け及び地方公共団体に対する貸付け
- ・ その他、現金及び預金並びに郵便貯金勘定における流動性を確保しつつ取得する国債等

簡易生命保険資産の運用計画

1 基本方針

(1) 安全・確実性を重視した運用

簡易生命保険を適正かつ確実に管理し、債務を確実に履行するため、安全・確実性を重視する。

(2) 運用方法

① 契約者貸付け

独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法（平成17年法律第101号。以下「機構法」という。）第29条第1号の規定により、保険契約者に対する貸付けを行う。

② 株式会社かんぽ生命保険への預託

機構法第29条第2号の規定により、株式会社かんぽ生命保険への預託に係る債権を保有する。

③ 地方公共団体に対する貸付け

郵政民営化等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第102号。以下「整備法」という。）附則第18条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる整備法第2条の規定による廃止前の簡易生命保険法（昭和24年法律第68号）第88条の規定によりされた地方公共団体に対する貸付け及び整備法附則第18条第2項の規定により、日本郵政公社（以下「公社」という。）から承継した地方公共団体に対する貸付けに係る債権を保有する。

④ 公庫公団等に対する貸付け

整備法附則第47条の規定により、公社から承継した郵便貯金法等の一部を改正する法律（平成12年法律第98号）第5条の規定による改正前の簡易生命保険の積立金の運用に関する法律（昭和27年法律第210号）第3条第1項第5号及び第10号に掲げる貸付けに係る債権を保有する。

⑤ その他

簡易生命保険勘定における流動性を確保するため、預金を中心とした運用を基本とし、国債、地方債及び政府保証債（以下「国債等」という。）に運用する場合は、満期まで保有することを基本とする。

(3) 有価証券の保有目的区分の設定

金融商品の会計基準に基づく保有目的区分については、「満期保有目的の債券」に区分することを基本とする。

(4) 市場への影響に配慮

各資産の市場規模に配慮する等、市場に及ぼす影響が少なくなるよう配慮する。

2 中期目標期間における資産構成

中期目標期間中における資産構成を次のとおり定める。

- ・ 独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構が株式会社かんぽ生命保険から借り入れる資金と同額の契約者貸付け、地方公共団体に対する貸付け及び公庫公団等に対する貸付け
- ・ その他、現金及び預金並びに簡易生命保険勘定における流動性を確保しつつ取得する国債等

郵便貯金管理業務に係る標準処理期間

項 目			標準処理期間
貯金証書・保管証の再交付 (住所氏名変更を伴う場合を含む。)			3日
定額郵便貯金及び定期郵便貯金に係る払戻証書の発行 (住所氏名変更を伴う場合を含む。)			4日
残高証明書の発行	当該貯金の管理担当貯金 事務センターの処理	自貯金事務センター受入分	4日
		他貯金事務センター受入分	2日
	当該貯金の管理担当貯金 事務センター以外の貯金 事務センターの処理	管理担当貯金事務センターへの関係 資料の発送	4日

- 注：1 上記は、貯金事務センターにおける標準処理期間（非営業日を除く。）である。
- 2 非営業日の翌営業日に受け入れたものに係る標準処理期間は、上記の日数に1日を加えた日数とする。
- 3 貯金事務センターとは、郵便貯金の原簿の管理等を行う株式会社ゆうちょ銀行の組織をいう。
- 4 管理担当貯金事務センターとは、残高証明書の発行に係る郵便貯金の原簿の管理等を行う貯金事務センターをいう。

簡易生命保険管理業務に係る標準処理期間

項目	標準処理期間
満期保険金の支払	5日
入院保険金の支払	5日
生存保険金の支払	5日
失効・解約還付金の支払	5日
基本契約の死亡保険金の支払	5日

注：1 入院保険金の支払には、手術保険金の支払が含まれる。

2 処理期間は、株式会社かんぽ生命保険又は再委託先で保険金等の支払請求に必要な書類が完備した日の翌日から保険金等が支払われる日までの期間（営業日とする。）とし、約款で定める保険金等を支払うために確認が必要な場合を除く。

独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構中期計画の予算等(平成24年度～平成28年度)

【総表】

別表1 予算

(単位:百万円)

区 分	金 額
収入	
業務収入	53,956,523
保険料等収入	52,424,890
運用収入	1,505,242
手数料収入	64
その他の業務収入	26,328
借入金償還原資	15,461,571
計	69,418,095
支出	
業務経費	53,953,832
保険金等支払金	52,443,927
支払利子	1,505,203
その他の業務支出	4,701
一般管理費	312
人件費	2,372
施設整備費	—
借入金償還	15,461,571
計	69,418,087

【人件費の見積り】

期間中総額1,861百万円を支出する。

ただし、上記の額は、退職手当及び福利厚生費(法定福利費及び法定外福利費)を除いた費用である。

別表2 収支計画

(単位:百万円)

区 分	金 額
収益の部	52,073,131
經常収益	52,073,131
保険料等収入	50,552,040
資産運用収益	1,494,700
役務取引等収益	64
その他業務収益	—
その他經常収益	26,328
費用の部	52,073,130
經常費用	52,073,130
保険金等支払金	50,571,073
資金調達費用	1,494,661
役務取引等費用	64
その他業務費用	—
事業費	4,465
一般管理費	1,310
その他經常費用	1,556
經常利益	2
特別利益	—
特別損失	—
当期純利益	2
当期総利益	2

(注)単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

別表3 資金計画

(単位:百万円)

区 分	金 額
資金支出	103,024,352
業務活動による支出	80,161,603
投資活動による支出	7,400,428
財務活動による支出	15,461,571
次期への繰越金	750
資金収入	103,024,352
業務活動による収入	56,094,437
保険料等収入	52,424,880
貸付金の回収等	2,067,838
運用収入	1,575,327
手数料収入	64
その他の業務収入	26,328
投資活動による収入	38,852,769
財務活動による収入	8,046,677
前期よりの繰越金	30,469

(注1)単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

(注2)前期よりの繰越金は、日本郵政公社からのものを示す。

独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構中期計画の予算等(平成24年度～平成28年度)

【郵便貯金勘定】

別表1 予算

(単位:百万円)

区 分	金 額
収入	
業務収入	291,540
運用収入	288,474
手数料収入	64
その他の業務収入	3,002
借入金償還原資	2,067,689
計	2,359,229
支出	
業務経費	290,236
支払利子	288,437
その他の業務支出	1,799
一般管理費	144
人件費	1,153
施設整備費	—
借入金償還	2,067,689
計	2,359,223

別表2 収支計画

(単位:百万円)

区 分	金 額
収益の部	280,998
経常収益	280,998
資産運用収益	277,932
役務取引等収益	64
その他業務収益	—
その他経常収益	3,002
費用の部	280,998
経常費用	280,998
郵便貯金利子	167,237
借入金利息	110,658
役務取引等費用	64
その他業務費用	—
事業費	2,262
一般管理費	625
その他経常費用	153
経常利益	0
特別利益	—
特別損失	—
当期純利益	0
当期総利益	0

別表3 資金計画

(単位:百万円)

区 分	金 額
資金支出	28,525,485
業務活動による支出	26,426,544
投資活動による支出	31,149
財務活動による支出	2,067,689
次期への繰越金	103
資金収入	28,525,485
業務活動による収入	2,359,378
貸付金の回収等	2,067,838
運用収入	288,474
手数料収入	64
その他の業務収入	3,002
投資活動による収入	25,457,387
財務活動による収入	678,896
前期よりの繰越金	29,825

【人件費の見積り】

期間中総額924百万円を支出する。

ただし、上記の額は、退職手当及び福利厚生費(法定福利費及び法定外福利費)を除いた費用である。

(注)単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

(注)単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

(注)単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構中期計画の予算等(平成24年度～平成28年度)

【簡易生命保険勘定】

別表1 予算

(単位:百万円)

区 分	金 額
収入	
業務収入	53,664,984
保険料等収入	52,424,890
運用収入	1,216,768
その他の業務収入	23,326
借入金償還原資	13,393,882
計	67,058,866
支出	
業務経費	53,663,595
保険金等支払金	52,443,927
支払利子	1,216,766
その他の業務支出	2,901
一般管理費	168
人件費	1,219
施設整備費	—
借入金償還	13,393,882
計	67,058,864

【人件費の見積り】

期間中総額937百万円を支出する。

ただし、上記の額は、退職手当及び福利厚生費(法定福利費及び法定外福利費)を除いた費用である。

(注)単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

別表2 収支計画

(単位:百万円)

区 分	金 額
収益の部	51,792,134
経常収益	51,792,134
保険料等収入	50,552,040
資産運用収益	1,216,768
その他業務収益	—
その他経常収益	23,326
費用の部	51,792,132
経常費用	51,792,132
保険金等支払金	50,571,073
資金調達費用	1,216,766
事業費	2,203
一般管理費	686
その他経常費用	1,404
経常利益	2
特別利益	—
特別損失	—
当期純利益	2
当期総利益	2

(注)単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

別表3 資金計画

(単位:百万円)

区 分	金 額
資金支出	74,498,867
業務活動による支出	53,735,059
投資活動による支出	7,369,279
財務活動による支出	13,393,882
次期への繰越金	647
資金収入	74,498,867
業務活動による収入	53,735,059
保険料等収入	52,424,880
運用収入	1,286,853
その他の業務収入	23,326
投資活動による収入	13,395,382
財務活動による収入	7,367,781
前期よりの繰越金	645

(注)単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構の現中期計画及び次期中期計画（案）の比較対照表

(下線部分が修正箇所)

現(第1期)中期計画	次期(第2期)中期目標	次期(第2期)中期計画(案)
<p>独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第29条第1項の規定に基づき平成19年10月1日付けをもって総務大臣から指示があった平成19年10月から平成24年3月までの期間における独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構(以下「機構」という。)が達成すべき業務運営に関する目標(以下「中期目標」という。)を達成するため、同法第30条第1項の規定に基づき、中期目標を達成するための計画(以下「中期計画」という。)を次のとおり定める。</p>	<p>独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構(以下「機構」という。)は、日本郵政公社(以下「公社」という。)から承継した郵便貯金及び簡易生命保険を適正かつ確実に管理し、これらに係る債務を確実に履行し、もって郵政民営化に資することを目的としている。</p> <p>この目的を果たすため、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第29条の規定に基づき、機構が達成すべき業務運営に関する目標(以下「中期目標」という。)を以下のとおり定める。</p> <p>第1 中期目標の期間 中期目標の期間は、平成24年4月1日から平成29年3月31日までの5年間とする。</p>	<p>独立行政法人通則法(平成11年法律第103号。以下「通則法」という。)第29条第1項の規定に基づき平成24年3月2日付けをもって総務大臣から指示があった平成24年4月1日から平成29年3月31日までの期間(以下「中期目標期間」という。)における独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構(以下「機構」という。)が達成すべき業務運営に関する目標(以下「中期目標」という。)を達成するため、同法第30条第1項の規定に基づき、中期目標を達成するための計画を次のとおり定める。</p>
<p>第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 1 組織運営の効率化 各部門の業務分担、業務遂行のプロセス等を分析し、機構に課せられた業務をより効率的・弾力的に遂行することができるよう、業務及び組織体制について継続的に点検を行うとともに、必要に応じて人員配置の見直しを行う。</p>	<p>第2 業務運営の効率化に関する事項 1 組織運営の効率化に関する事項 <u>機構の運営に当たっては、管理部門の簡素化、効率的な運営体制の確保、アウトソーシングの検討等により業務運営コストを縮減することとし、業務や組織の在り方について継続的に点検を行い、機動的に見直しを実施すること。</u></p>	<p>第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 1 組織運営の効率化 各部門の業務分担、業務遂行のプロセス等を分析し、<u>管理部門の簡素化、アウトソーシングの検討等、効率的な運営体制を確保することにより業務運営コストの縮減を図ることとし</u>、機構に課せられた業務をより効率的・弾力的に遂行することができるよう、業務及び組織体制について継続的に点検を行うとともに、必要に応じて人員配置の見直しを行う。</p>

現(第1期)中期計画	次期(第2期)中期目標	次期(第2期)中期計画(案)
	<p>また、中期目標期間中に、国際ボランティア貯金寄附金の配分を完了し、業務体制の見直しを図ること。</p>	<p><u>なお、中期目標期間内の国際ボランティア貯金の寄附金の配分完了に向けて、公募、監査等の進行管理や必要に応じた配分方法の見直しを行うとともに、配分完了に伴う業務体制の見直しを図る。</u></p>
<p>2 業務経費の削減 機構が日本郵政公社（以下「公社」という。）から承継した郵便貯金及び簡易生命保険を適正かつ確実に管理し、これらに係る債務を確実に履行できるよう配意しつつ、職員の意識改革、業務運営の効率化を進め、一般管理費及び業務経費の合計（退職手当及び福利厚生費（法定福利費及び法定外福利費）並びに業務に係る資金調達費用、残高証明手数料等役務委託手数料、保険金等支払金及び訴訟に係る経費を除く。）について、平成19年度の当該経費相当額を標準的な年間当たり経費に換算した額に対する中期目標期間の最終年度の当該経費の額の割合を96%以下とする。</p>	<p>2 業務経費等の削減に関する事項 公社から承継した郵便貯金及び簡易生命保険を適正かつ確実に管理し、これらに係る債務を確実に履行する中で、可能な限り業務の効率化を進め、特に、一般管理費については、経費削減の余地がないか自己評価を厳格に行った上で、必要に応じて適切な見直しを行うこと。具体的には、機構の一般管理費及び業務経費の合計（業務に係る資金調達費用、残高証明手数料等役務委託手数料、保険金等支払金、訴訟に係る経費及び人件費を除く。）について、中期目標期間の最終年度において、平成23年度の当該経費の95%以下とすること。</p> <p>3 契約の点検・見直しに関する事項 「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成21年11月17日閣議決定）に基づき機構が策定した「随意契約等見直し計画」を着実に実施することにより、契約の適正化を引き続き推進し、業務運営の効率化を図ること。 具体的には、随意契約の適正化の取組、一者応札・応募の改善に向けた公告方法・期間、入札参加条件の見直し等の取組を継続することにより、コストの削減や透明性の確保を図ること。 なお、少額随意契約についても、引き続き、複</p>	<p>2 業務経費等の削減 機構が日本郵政公社（以下「公社」という。）から承継した郵便貯金及び簡易生命保険を適正かつ確実に管理し、これらに係る債務を確実に履行できるよう配意しつつ、職員の意識改革、業務運営の効率化を進め、特に、一般管理費については、経費削減の余地がないか自己評価を厳格に行った上で、必要に応じて適切な見直しを行うこととし、一般管理費及び業務経費の合計（業務に係る資金調達費用、残高証明手数料等役務委託手数料、保険金等支払金、訴訟に係る経費及び人件費を除く。）について、中期目標期間の最終年度において、平成23年度の当該経費の95%以下とする。</p> <p><u>また、一般管理費及び業務経費の削減及び効率的使用に当たっては、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成21年11月17日閣議決定）に基づく「随意契約等見直し計画(平成22年4月)」に掲げる次の事項を引き続き着実に実施し、契約の適正化及び透明性の確保を図る。</u></p> <p>① <u>随意契約の見直し</u> ② <u>一者応札・一者応募の見直し</u> ③ <u>契約監視委員会による点検</u></p>

現(第1期)中期計画	次期(第2期)中期目標	次期(第2期)中期計画(案)
<p>なお、人件費(退職手当及び福利厚生費(法定福利費及び法定外福利費)を除く。)については、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)等に基づき、国家公務員に準じた人件費改革に取り組み、平成23年度において、平成19年度の当該経費相当額を標準的な年間あたり経費に換算した額と比較し、4%以上の削減を行う。</p> <p>また、役職員の給与に関し、国家公務員の給与構造改革を踏まえた見直しを進める(今後の人事院勧告を踏まえた給与改定分を除く。)</p>	<p>数の業者から見積りを徴することを徹底し、経費の効率的使用を図っていくこと。</p> <p>2 業務経費等の削減に関する事項 (中略)</p> <p>給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含めた役員の報酬、職員の給与等の在り方について検証した上で、目標水準・目標期間を設定して、その適正化に計画的に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表すること。</p> <p>また、適切かつ効率的に業務を実施するため、業務量に応じて組織・人員の合理化を図り、計画的に人件費の削減を進めるものとし、その際、部の統合についても検討すること。</p> <p>なお、人件費の削減に当たっては、政府における総人件費削減の取組を踏まえ、具体的な削減目標を設定し、必要な取組を実施していくこと。</p>	<p><u>なお、少額随意契約についても、複数業者から見積りを徴することを徹底する。</u></p> <p>人件費については、政府における総人件費削減の取組を踏まえ、削減目標を設定し、国家公務員に準じた人件費改革に取り組むこととする。</p> <p>役職員の給与に関しては、国家公務員の給与の見直しの動向を踏まえ、手当を含めた役員の報酬、職員の給与等の在り方を検証し、目標水準・目標期間を設定して、その適正化に計画的に取り組むとともに、その検証結果及び取組状況を公表する。</p> <p><u>なお、目標の設定に当たっては、国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律(平成24年法律第2号)に基づく、国家公務員の給与削減の取組を踏まえた目標を設定するものとする。</u></p> <p>また、適切かつ効率的に業務を実施するため、定期的に業務量の変化を検証し、その結果を踏まえ、組織・人員の合理化等を図ることとし、その際、部の統合についても検討する。</p>

現(第1期)中期計画	次期(第2期)中期目標	次期(第2期)中期計画(案)
<p>第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>1 資産の確実かつ安定的な運用</p> <p>(1) 機構が公社から承継した郵便貯金及び簡易生命保険に係る債務の確実な履行を確保するため、郵便貯金資産及び簡易生命保険資産について、郵便貯金資産の運用計画(別紙1のとおり)及び簡易生命保険資産の運用計画(別紙2のとおり)に従い、確実かつ安定的な運用を行うよう努めるものとする。</p> <p>(2) 再保険先において確実かつ安定的な運用が行われるよう、株式会社かんぽ生命保険における運用状況を毎月把握し、必要に応じ、下記2(1)①及び②による確認等を行うこととする。</p>	<p>第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>1 資産の確実かつ安定的な運用</p> <p>公社から承継した郵便貯金及び簡易生命保険に係る債務の確実な履行を確保するため、郵便貯金資産及び簡易生命保険資産について確実かつ安定的な運用を行うよう努めること。また、再保険先において確実かつ安定的な運用が行われるようその状況を把握すること。</p>	<p>第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>1 資産の確実かつ安定的な運用</p> <p>(1) 機構が公社から承継した郵便貯金及び簡易生命保険に係る債務の確実な履行を確保するため、郵便貯金資産及び簡易生命保険資産について、郵便貯金資産の運用計画(別紙1)及び簡易生命保険資産の運用計画(別紙2)に従い、確実かつ安定的な運用を行うよう努めるものとする。</p> <p>(2) 再保険先である株式会社かんぽ生命保険において確実かつ安定的な運用が行われるよう、同社における運用状況を毎月把握し、必要に応じ、下記2(1)①及び②による確認等を行うこととする。</p>
<p>2 提供するサービスの質の確保</p> <p>(1) 委託先の監督</p> <p>郵便貯金管理業務及び簡易生命保険管理業務の委託先である株式会社ゆうちょ銀行及び株式会社かんぽ生命保険(以下「委託先」という。)に対し、委託した業務について、利用者の利便を確保するため、郵政民営化以前に公社が行っていた郵便貯金業務及び簡易生命保険業務(以下「公社業務」という。)と比較し業務の質の維持・向上に努めるとともに、委託先が行う銀行業務及び生命保険業務と同等以上の質を確保することを求めることとする。</p>	<p>2 提供するサービスの質の維持・向上</p>	<p>2 提供するサービスの質の維持・向上</p> <p>(1) 委託先の監督</p> <p>郵便貯金管理業務の委託先である株式会社ゆうちょ銀行及び簡易生命保険管理業務の委託先である株式会社かんぽ生命保険(以下「委託先」と総称する。)に対し、委託した業務について、利用者の利便を確保するため、業務の質の維持・向上に努めるとともに、委託先が行う銀行業務及び生命保険業務と同等以上の質を確保することを求めることとする。</p>

現(第1期)中期計画	次期(第2期)中期目標	次期(第2期)中期計画(案)
<p>また、委託した郵便貯金管理業務及び簡易生命保険管理業務の質の維持・向上及び適正性の確保のため、委託先に対する監督方針を定め、次のとおり確認等を行うとともに、必要に応じ改善を求める等の措置を講ずることとする。</p> <p>① 事業年度ごとに重点確認項目及び項目ごとのスケジュールを設定し、確認を行う。</p> <p>② 事業年度ごとに実地監査計画を定め、委託先の本支店又は出張所における委託業務の実施状況を監査する。</p>	<p>委託した郵便貯金管理業務及び簡易生命保険管理業務の質の維持・向上及び適切性の確保のため、これらの業務の委託先及び再委託先に対して定期及び随時の確認等を行うとともに、必要に応じ改善を求める等の措置を講ずること。</p> <p><u>特に、委託先及び再委託先における保険金等支払対応、顧客情報管理、苦情申告対応等、国民に対して提供するサービスの質の維持・向上に向けて引き続き改善していくことが求められる点については、委託先及び再委託先に対して、態勢整備を含め対応状況のモニタリングを行うとともに、不適切事例が発生した場合には、その発生原因等を分析し、その結果を基に必要に応じて一層の再発防止策の実施を指導する等、改善に向けた取組を強化すること。また、従来と比較してどのように改善されたかについて、検証すること。</u></p> <p>(中略)</p> <p>また、<u>監査業務の実施に当たっては、委託先及び再委託先の実施する内部監査の結果の利用を進めるなど、各組織の内部統制機能を活用して、効果的かつ効率的な実施に努めるとともに、機構全体の経費の増大を招かないようにすること。</u></p>	<p>また、委託した郵便貯金管理業務及び簡易生命保険管理業務の質の維持・向上及び適正性の確保のため、委託先に対する監督方針を定め、次のとおり確認等を行うとともに、必要に応じ改善を求める等の措置を講ずることとする。<u>特に、保険金等支払対応、顧客情報管理、苦情申告対応等については、留意するものとする。</u></p> <p>① 事業年度ごとに重点確認項目及び項目ごとのスケジュールを設定し、確認を行う<u>とともに、不適切事例が発生した場合には、その発生原因等を分析し、必要に応じて一層の再発防止策を講じるよう指導する等、改善に向けた取組強化及び改善状況の検証を行う。</u></p> <p><u>なお、重点確認項目の設定に当たっては、国民に対して提供するサービスの質の維持・向上に向けて引き続き取り組む必要性を十分考慮することとする。</u></p> <p>② 事業年度ごとに実地監査計画を定め、委託先の本支店、<u>出張所等</u>における委託業務の実施状況を監査する。</p> <p><u>なお、監査業務の実施に当たっては、監査項目や監査対象局所を選定する際に、委託先の実施する内部監査の結果を利用するなど、各組織の内部統制機能を活用して、効果的かつ効率的な実施に努めるとともに、機構全体の経費の増大を招かないようにする。</u></p>

現(第1期)中期計画	次期(第2期)中期目標	次期(第2期)中期計画(案)
<p>(2) 再委託先の監督</p> <p>郵便貯金管理業務及び簡易生命保険管理業務の再委託先である郵便局株式会社(以下「再委託先」という。)に対し再委託された業務について、再委託先が業務を再々委託する場合も含め、<u>公社業務と比較し業務の質の維持・向上に努めるとともに、再委託先が行う銀行業の代理業務及び生命保険契約の維持・管理業務と同等以上の質を確保するよう、委託先を通じて求めることとする。</u></p> <p>また、再委託した郵便貯金管理業務及び簡易生命保険管理業務の適正性の確保のため、委託先を通じた上記(1)①及び②に準じる確認等を行うとともに、必要に応じ改善を求める等の措置を講ずるよう再委託先に求めることとする。</p>	<p>【再掲】</p> <p>2 提供するサービスの質の維持・向上 (中略)</p> <p><u>特に、委託先及び再委託先における保険金等支払対応、顧客情報管理、苦情申告対応等、国民に対して提供するサービスの質の維持・向上に向けて引き続き改善していくことが求められる点については、委託先及び再委託先に対して、態勢整備を含め対応状況のモニタリングを行うとともに、不適切事例が発生した場合には、その発生原因等を分析し、その結果を基に必要に応じて一層の再発防止策の実施を指導する等、改善に向けた取組を強化すること。また、従来と比較してどのように改善されたかについて、検証すること。</u> (以下略)</p>	<p>(2) 再委託先の監督</p> <p>郵便貯金管理業務及び簡易生命保険管理業務の再委託先に対し再委託された業務について、再委託先が業務を再々委託する場合も含め、業務の質の維持・向上に努めるとともに、再委託先が行う銀行業の代理業務及び生命保険契約の維持・管理業務と同等以上の質を確保するよう、委託先を通じて求めることとする。</p> <p>また、再委託した郵便貯金管理業務及び簡易生命保険管理業務の適正性の確保のため、委託先を通じた上記(1)①及び②に準じる確認等を行うとともに、必要に応じ改善を求める等の措置を講ずるよう再委託先に求めることとする。<u>特に、保険金等支払対応、顧客情報管理、苦情申告対応等については、留意するものとする。</u></p>
<p>(3) 監督に<u>あたり</u>留意する事項</p> <p>① 郵便貯金管理業務及び簡易生命保険管理業務の提供場所及び提供時間</p> <p>利用者の利便の確保に配慮したものとなるよう、委託先及び再委託先に対し、委託先が行う銀行業務及び生命保険業務並びに再委託先が行う銀行業の代理業務及び生命保険契約の維持・管理業務と同等以上の提供場所及び提供時間を確保するように求めることとする。</p>	<p>2 提供するサービスの質の維持・向上 (中略)</p> <p>なお、委託先の監督に当たっては、特に以下の点に留意すること。</p> <p>(1) 郵便貯金管理業務及び簡易生命保険管理業務の提供場所及び提供時間について、利用者の利便の確保に配慮したものとなるよう努めること。 (以下略)</p>	<p>(3) 監督に<u>当たり</u>留意する事項</p> <p>① 郵便貯金管理業務及び簡易生命保険管理業務の提供場所及び提供時間</p> <p>利用者の利便の確保に配慮したものとなるよう、委託先及び再委託先に対し、委託先が行う銀行業務及び生命保険業務並びに再委託先が行う銀行業の代理業務及び生命保険契約の維持・管理業務と同等以上の提供場所及び提供時間を確保するように求めることとする。</p>

現(第1期)中期計画	次期(第2期)中期目標	次期(第2期)中期計画(案)
<p>② 標準処理期間の設定 預金者、契約者等の利便を図るため、次の取扱いについて、標準処理期間を設定し、その期間内に案件の9割以上を処理するよう、委託先に求めることとする。 その対応状況について、必要に応じ上記(1)①及び②による確認等を行うとともに、改善を求める等の措置を講ずることとする。 (郵便貯金管理業務)(詳細は別紙3のとおり) ア 貯金証書・保管証の再交付の取扱い イ 定額郵便貯金及び定期郵便貯金に係る払戻証書の発行の取扱い ウ 残高証明書の発行の取扱い (簡易生命保険管理業務)(詳細は別紙4のとおり) ア 満期保険金の<u>支払い</u> イ 入院保険金の<u>支払い</u> ウ 生存保険金の<u>支払い</u> エ 失効・解約還付金の<u>支払い</u> オ 基本契約の死亡保険金の<u>支払い</u></p>	<p>2 提供するサービスの質の維持・向上 (中略) なお、委託先の監督に当たっては、特に以下の点に留意すること。 (中略) (2) 預金者、契約者等の利便を図るために特に迅速な処理が必要な手続について標準処理期間を設定し、その期間内に案件の9割以上を処理すること。</p>	<p>② 標準処理期間の設定 預金者、契約者等の利便を図るため、次の取扱いについて、標準処理期間を設定し、その期間内に案件の9割以上を処理するよう、委託先に求めることとする。 その対応状況について、必要に応じ上記(1)①及び②による確認等を行うとともに、改善を求める等の措置を講ずることとする。 (郵便貯金管理業務)(詳細は別紙3のとおり) ア 貯金証書・保管証の再交付の取扱い イ 定額郵便貯金及び定期郵便貯金に係る払戻証書の発行の取扱い ウ 残高証明書の発行の取扱い (簡易生命保険管理業務)(詳細は別紙4のとおり) ア 満期保険金の<u>支払</u> イ 入院保険金の<u>支払</u> ウ 生存保険金の<u>支払</u> エ 失効・解約還付金の<u>支払</u> オ 基本契約の死亡保険金の<u>支払</u></p>
<p>3 業務の実施状況の継続的な分析 利用者の意見を把握するとともに、業務の見直し等に資する調査研究等を行うことにより、業務の実施状況を継続的に分析し<u>公社業務と比較して</u>、郵便貯金管理業務及び簡易生命保険管理業務の質の維持・向上に努めることとする。</p>		<p>3 業務の実施状況の継続的な分析 利用者の意見を把握するとともに、業務の見直し等に資する調査等を行うことにより、業務の実施状況を継続的に分析し、郵便貯金管理業務及び簡易生命保険管理業務の質の維持・向上に努めることとする。</p>

現(第1期)中期計画	次期(第2期)中期目標	次期(第2期)中期計画(案)
<p>4 照会等に対する迅速かつ的確な対応 <u>機構が直接受け付ける照会等に対しては、応対の基本、対応例等を定めた応答マニュアルを作成し、対応することとする。</u> 委託先及び再委託先が受け付ける照会等に対しては、迅速かつ的確に対応することを求め、その対応状況について、必要に応じ、上記2(1)①及び②による確認等を行うとともに、改善を求める等の措置を講ずることとする。</p>	<p>4 照会等に対する対応 <u>預金者、契約者等からの照会等に対し迅速かつ的確に対応するとともに、委託先、再委託先においても同様の対応が確保されるよう努めること。</u></p>	<p>4 照会等に対する迅速かつ的確な対応 <u>郵便貯金の預金者、簡易生命保険の契約者等からの直接の照会等に対し迅速かつ的確に対応することとする。</u> 委託先及び再委託先に対しては、<u>郵便貯金の預金者、簡易生命保険の契約者等からの照会等に迅速かつ的確に対応することを求めることとし、その対応状況について、必要に応じ、上記2(1)①及び②による確認等を行うとともに、改善を求める等の措置を講ずることとする。</u></p>
<p>5 情報の公表等 (1) 機構が承継した郵便貯金及び簡易生命保険の適正かつ確実な管理及びこれらに係る債務の確実な履行について、その透明性を高め、利用者の理解を深めるため、<u>公社が公表していた情報の範囲を基本とし、機構の組織、業務、商品の概要、資産運用及び財務に関する情報等並びにコンプライアンスの推進その他の機構の取組内容等に関する情報を毎事業年度公表することとする。公表にあたっては、直近の財務諸表について独立行政法人通則法第38条に基づき総務大臣の承認を受けた日から2月以内に公表することとする。</u> (2) (1)の情報その他の情報の提供にあたっては、ホームページを積極的に活用することとする。ホームページは、利用者に分かりやすくするよう努めるとともに、その充実を図るため、年1回以上ホームページの掲載内容について検証を行うこととする。</p>	<p>5 情報の公表等 公社から承継した郵便貯金及び簡易生命保険の適正かつ確実な管理及びこれらに係る債務の確実な履行について、その透明性を高め、利用者の理解を深めるため、取扱営業所の数や業務の内容等、上述の目的を達成するために必要な業務及び組織その他経営内容に関する情報を引き続き公表すること。 公表にあたっては、ホームページを活用した情報提供を行うこと。情報提供にあたっては、充実した情報を利用者に分かりやすく、迅速に提供することに努めること。</p>	<p>5 情報の公表等 (1) 機構が承継した郵便貯金及び簡易生命保険の適正かつ確実な管理及びこれらに係る債務の確実な履行について、その透明性を高め、利用者の理解を深めるため、機構の組織、業務、商品の概要、資産運用及び財務に関する情報等並びにコンプライアンスの推進その他の機構の取組内容等に関する情報を<u>引き続き</u>毎事業年度公表することとする。公表に<u>当たっては</u>、直近の財務諸表について<u>通則法第38条第1項の規定に基づく総務大臣の承認を受けた日から2月以内に公表することとする。</u> (2) (1)の情報その他の情報の提供に<u>当たっては</u>、ホームページを積極的に活用することとする。ホームページは、利用者に分かりやすくするよう努めるとともに、その充実を図るため、年1回以上ホームページの掲載内容について検証を行うこととする。</p>

現(第1期)中期計画	次期(第2期)中期目標	次期(第2期)中期計画(案)
<p>6 預金者等への周知 郵便貯金管理業務について、預入期間を経過した郵便貯金の残存状況を毎月把握し、郵便貯金の預金者に対しその状況を年1回以上周知することにより、郵便貯金に係る債務の履行の確保・促進を図る。</p> <p>簡易生命保険管理業務について、支払義務が発生した保険金等の残存状況を毎月把握し、簡易生命保険の契約者等にその状況を年1回以上周知することにより、簡易生命保険に係る債務の履行の確保・促進を図る。</p>	<p>3 預金者等への周知 郵便貯金管理業務について、預入期間を経過した郵便貯金の残存状況を適時に把握し、郵便貯金の預金者に対しその状況を周知することにより、郵便貯金に係る債務の履行の確保・促進を図ること。</p> <p>簡易生命保険管理業務について、支払義務が発生した保険金等の残存状況を適時に把握し、簡易生命保険の契約者等にその状況を周知することにより、簡易生命保険に係る債務の履行の確保・促進を図ること。</p> <p><u>なお、広報業務の実施に当たっては、実際に窓口において権利行使をした者に対する実態調査等を行い、費用対効果を十分検証しつつ、より効果的かつ効率的な実施に努めるとともに、機構全体の経費の増大を招かないようにすること。</u></p>	<p>6 預金者等への周知 郵便貯金管理業務について、預入期間を経過した郵便貯金の残存状況を毎月把握し、郵便貯金の預金者に対しその状況を年1回以上周知することにより、郵便貯金に係る債務の履行の確保・促進を図る。</p> <p>簡易生命保険管理業務について、支払義務が発生した保険金等の残存状況を毎月把握し、簡易生命保険の契約者等にその状況を年1回以上周知することにより、簡易生命保険に係る債務の履行の確保・促進を図る。</p> <p><u>なお、広報業務の実施に当たっては、実際に窓口において満期を迎えた貯金や満期保険金を受け取った方等に対する実態調査等を行い、費用対効果を十分検証しつつ、より効果的かつ効率的な実施に努めるとともに、機構全体の経費の増大を招かないようにする。</u></p>
<p>第3 財務内容の改善に関する事項</p> <p>1 予算 別表1のとおり</p> <p>2 収支計画 別表2のとおり</p> <p>3 資金計画 別表3のとおり</p> <p>4 短期借入金の限度額 短期借入金をする計画はない。</p>	<p>第4 財務内容の改善に関する事項 「第2 業務運営の効率化に関する事項」で定めた事項に配慮した中期計画の予算を作成し、当該予算による運営を行うこと。</p>	<p>第3 財務内容の改善に関する事項</p> <p>1 予算 別表1のとおり</p> <p>2 収支計画 別表2のとおり</p> <p>3 資金計画 別表3のとおり</p> <p>4 短期借入金の限度額 短期借入金をする計画はない。</p>

現(第1期)中期計画	次期(第2期)中期目標	次期(第2期)中期計画(案)
<p>5 重要な財産の処分等に関する計画 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画はない。</p>		<p>5 重要な財産の処分等に関する計画 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画はない。</p>
<p>第4 その他業務運営に関する重要事項</p> <p>1 施設及び設備に関する計画 施設及び設備に関する計画はない。</p> <p>2 適切な労働環境の確保</p> <p>(1) 人事に関する計画</p> <p>① 方針</p> <p>i 業務運営を効率的かつ効果的に実施するため、組織編成及び人員配置を実情に即して見直す。</p> <p>ii 職員の努力及びその成果を適正に評価する人事評価制度を実施する。</p> <p>② 人員に係る指標</p> <p>期末の常勤職員数については、40人(期初の常勤職員数)以内とする。</p> <p>(参考1) 期初の常勤職員数 40人 【郵便貯金勘定 20人、簡易生命保険勘定 20人】</p> <p>(参考2) 中期目標期間中の人件費総額見込み 1,922百万円 【郵便貯金勘定 968百万円、簡易生命保険勘定 954百万円】</p> <p>ただし、上記の額は、退職手当及び福利厚生費(法定福利費及び法定外福利費)を除いた費用である。</p>	<p>2 適切な労働環境の確保 職員の専門性を高め、その勤務成績を考慮した人事評価を実施するとともに、適材適所の人事配置を行うこと。</p>	<p>第4 その他業務運営に関する重要事項</p> <p>1 施設及び設備に関する計画 施設及び設備に関する計画はない。</p> <p>2 適切な労働環境の確保</p> <p>(1) 人事に関する計画</p> <p>① 方針</p> <p>i 業務運営を効率的かつ効果的に実施するため、組織編成及び人員配置を実情に即して見直す。</p> <p>ii 職員の努力及びその成果を適正に評価する人事評価制度を実施する。</p> <p>② 人員に係る指標</p> <p>期末の常勤職員数については、40人以内とする。</p> <p>(参考1) 期初の常勤職員数 40人 (参考2) 中期目標期間中の人件費総額見込み 1,861百万円 【郵便貯金勘定 924百万円、簡易生命保険勘定 937百万円】</p> <p>ただし、上記の額は、退職手当及び福利厚生費(法定福利費及び法定外福利費)を除いた費用である。</p>

総務省注：

中期目標期間は、

第1期：**4年6月**

第2期：**5年**

となっています

現(第1期)中期計画	次期(第2期)中期目標	次期(第2期)中期計画(案)
<p>(2) 労務課題 セクシャルハラスメントの防止、メンタルヘルス等について管理体制を確立するなど、職場環境を整備する。</p>	<p>また、メンタルヘルス、人権等の労務課題への適切な対応を図ること。</p>	<p>(2) 労務課題 セクシャルハラスメントの防止、メンタルヘルス等について管理体制を確立するなど、職場環境を整備する。</p>
<p>3 機構が保有する個人情報の保護</p> <p>(1) 機構における個人情報の保護 保有する個人情報の保護に関する規程を設け、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他個人情報の適切な管理に努めることとする。</p> <p>(2) 委託先における個人情報の保護 委託先においても個人情報の適切な管理が図られるよう、それぞれの業務の委託契約において個人情報の保護に関する事項を定め、必要に応じ上記第2の2(1)①及び②の確認等を行うとともに、改善を求める等の措置を講ずることとする。</p> <p>(3) 再委託先における個人情報の保護 再委託先においても個人情報の適切な管理が図られるよう、それぞれの業務の再委託契約において個人情報の保護に関する事項を定めることを義務付けるとともに、必要に応じ、委託先を通じての上記第2の2(1)①及び②に準じる確認等を行うとともに、改善を求める等の措置を講ずるよう再委託先に求めることとする。</p>	<p>3 機構の保有する個人情報の保護</p> <p>保有する個人情報の保護に関する規程を設け、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他個人情報の適切な管理に努めること。</p> <p>郵便貯金管理業務及び簡易生命保険管理業務の委託先においても個人情報の適切な管理が図られるよう監督を行うこと。</p> <p>また、郵便貯金管理業務及び簡易生命保険管理業務の再委託先においても個人情報の適切な管理が図られるよう委託先を通じて監督を行うこと。</p>	<p>3 機構が保有する個人情報の保護</p> <p>(1) 機構における個人情報の保護 保有する個人情報の保護に関する規程を設け、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他個人情報の適切な管理に努めることとする。</p> <p>(2) 委託先における個人情報の保護 委託先においても個人情報の適切な管理が図られるよう、それぞれの業務の委託契約において個人情報の保護に関する事項を定め、必要に応じ上記第2の2(1)①及び②の確認等を行うとともに、改善を求める等の措置を講ずることとする。</p> <p>(3) 再委託先における個人情報の保護 再委託先においても個人情報の適切な管理が図られるよう、それぞれの業務の再委託契約において個人情報の保護に関する事項を定めることを義務付けるとともに、必要に応じ、委託先を通じての上記第2の2(1)①及び②に準じる確認等を行うとともに、改善を求める等の措置を講ずるよう再委託先に求めることとする。</p>

現(第1期)中期計画	次期(第2期)中期目標	次期(第2期)中期計画(案)
<p>4 災害等の不測の事態の発生への対処</p> <p>(1) 機構における対処 災害等の不測の事態が発生した場合においても、郵便貯金管理業務及び簡易生命保険管理業務を適切に実行できるように、緊急時の対応マニュアルを作成するとともに、年1回以上その内容について検証する等、リスク管理体制の整備・強化を図る。</p> <p>(2) 委託先における対処 委託先においても災害等の不測の事態の発生への対処が図られるよう、リスク管理体制について、必要に応じ上記第2の2(1)①及び②の確認等を行うとともに、改善を求める等の措置を講ずることとする。</p> <p>(3) 再委託先における対処 再委託先においても災害等の不測の事態の発生への対処が図られるよう、リスク管理体制について、必要に応じ、リスク管理体制について委託先を通じての上記第2の2(1)①及び②に準じる確認等を行うとともに、改善を求める等の措置を講ずるよう再委託先に求めることとする。</p>	<p>4 災害等の不測の事態の発生への対処</p> <p>東日本大震災の際の対応等を踏まえ、災害等の不測の事態が発生した場合においても、郵便貯金管理業務及び簡易生命保険管理業務を適切に実行できるように、リスク管理体制の充実を図ること。</p> <p>また、郵便貯金管理業務及び簡易生命保険管理業務の委託先においても災害等の不測の事態の発生への対処が図られるよう監督を行うこと。</p> <p>また、郵便貯金管理業務及び簡易生命保険管理業務の再委託先においても災害等の不測の事態の発生への対処が図られるよう委託先を通じて監督を行うこと。</p>	<p>4 災害等の不測の事態の発生への対処</p> <p>(1) 機構における対処 <u>東日本大震災の際の対応等を踏まえ</u>、災害等の不測の事態が発生した場合においても、郵便貯金管理業務及び簡易生命保険管理業務を適切に実行できるように、緊急時の対応マニュアルを作成するとともに、年1回以上その内容について検証する等、リスク管理体制の<u>充実</u>を図る。</p> <p>(2) 委託先における対処 委託先においても災害等の不測の事態の発生への対処が図られるよう、リスク管理体制について、必要に応じ上記第2の2(1)①及び②の確認等を行うとともに、改善を求める等の措置を講ずることとする。</p> <p>(3) 再委託先における対処 再委託先においても災害等の不測の事態の発生への対処が図られるよう、リスク管理体制について、必要に応じ、リスク管理体制について委託先を通じての上記第2の2(1)①及び②に準じる確認等を行うとともに、改善を求める等の措置を講ずるよう再委託先に求めることとする。</p>

現(第1期)中期計画	次期(第2期)中期目標	次期(第2期)中期計画(案)
	<p>第5 その他業務運営に関する重要事項</p> <p>1 内部統制の充実・強化</p> <p>法令等を遵守しつつ業務を行い、機構に期待される役割を十全かつ適切に果たしていくため、「独立行政法人における内部統制と評価について」(平成22年3月23日独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会)及び政策評価・独立行政法人評価委員会が公表した総務省所管独立行政法人の業務の実績に関する評価の結果等についての意見(平成22年12月22日付け政委第34号及び平成23年12月9日付け政委第28号)を踏まえ、今後も日常的なモニタリング、監事監査、内部監査等を通じて定期的又は随時に内部統制の独立的評価を実施し、内部統制の更なる充実・強化を図っていくこと。</p>	<p>5 内部統制の充実・強化</p> <p>法令等を遵守しつつ業務を行い、機構のミッションを有効かつ効率的に果たすため、「独立行政法人における内部統制と評価について」(平成22年3月23日独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会)等を踏まえ、特に次の点に留意の上、内部統制の充実・強化を図る。</p> <p>① 統制環境の整備</p> <p>② 機構のミッション等の達成を阻害するリスクの識別、評価及び対応</p> <p>③ 統制活動としての方針等の整備</p> <p>④ 重要な情報の識別、処理及び伝達に係る態勢の整備</p> <p>⑤ モニタリング態勢の整備</p> <p>⑥ ICTの利用環境の整備等</p>
	<p>5 情報セキュリティ対策の推進</p> <p>セキュリティ対策に係る政府の方針を踏まえ、適切な情報セキュリティ対策を推進すること。</p>	<p>6 情報セキュリティ対策の推進</p> <p>セキュリティ対策に係る政府の方針を踏まえ、情報セキュリティポリシーの見直し、職員の教育・訓練の実施、遵守状況の把握等、適切な情報セキュリティ対策を推進する。</p>

現(第1期)中期計画	次期(第2期)中期目標	次期(第2期)中期計画(案)
	<p>6 積立金の処分 <u>中期目標期間の最終年度の決算整理を行った後、なお、積立金があるときは、次期中期目標期間繰越積立金として総務大臣の承認が行われる金額を控除した残余の金額を国庫に納付すること。</u> <u>なお、積立金の処分に当たっては、次期中期目標期間における積立金として整理する金額を厳格に算出すること。</u></p>	<p>7 積立金の処分に係る金額の厳格な算出等 <u>中期目標期間の最終年度に係る通則法第44条第1項本文又は第2項の規定による整理を行った後、同条第1項の規定による積立金があるときは、次期中期目標期間における積立金として整理する金額を厳格に算出し、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法(平成17年法律第101号)第25条第1項の規定による総務大臣の承認を受けるものとする。当該金額を控除してなお残余があるときは、同条第3項の規定に基づき、その残余の額を国庫納付する。</u></p>
<p>5 その他 環境保全の観点から、環境に与える影響に配慮した業務運営を行う。</p>	<p>7 その他 業務の運営に当たって、環境保全の観点から環境に与える影響に配慮し、適切な対応を図るよう努めること。</p>	<p>8 その他 環境保全の観点から、環境に与える影響に配慮した業務運営を行う。</p>

現(第1期)中期計画	次期(第2期)中期目標	次期(第2期)中期計画(案)
<p style="text-align: right;">別紙1</p> <p style="text-align: center;">郵便貯金資産の運用計画</p> <p>1 基本方針</p> <p>(1) 安全・確実性を重視した運用 郵便貯金の元本・利子を確実に支払う必要があることから、安全・確実性を重視する。</p> <p>(2) 運用方法</p> <p>① 株式会社ゆうちょ銀行に対する預金 独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構(以下「機構」という。)が日本郵政公社(以下「公社」という。)から承継した各郵便貯金に係る預入年月日、預入金額、据置期間又は預入期間、利率、利子の計算方法及び利子の支払方法(以下「預入条件」という。)と同一の預入条件により、株式会社ゆうちょ銀行に対する預金を行う。</p> <p>② 預金者貸付け 郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成17年法律第102号。以下「整備法」という。)附則第5条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第2条の規定による廃止前の郵便貯金法(昭和22年法律第144号)第64条の規定により預金者に対する貸付けを行う。</p>		<p style="text-align: right;">別紙1</p> <p style="text-align: center;">郵便貯金資産の運用計画</p> <p>1 基本方針</p> <p>(1) 安全・確実性を重視した運用 郵便貯金の元本・利子を確実に支払う必要があることから、安全・確実性を重視する。</p> <p>(2) 運用方法</p> <p>① 株式会社ゆうちょ銀行に対する預金 独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構(以下「機構」という。)が日本郵政公社(以下「公社」という。)から承継した各郵便貯金に係る預入年月日、預入金額、据置期間又は預入期間、利率、利子の計算方法及び利子の支払方法(以下「預入条件」という。)と同一の預入条件により、株式会社ゆうちょ銀行に対する預金を行う。</p> <p>② 預金者貸付け 郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成17年法律第102号。以下「整備法」という。)附則第5条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第2条の規定による廃止前の郵便貯金法(昭和22年法律第144号)第64条の規定により預金者に対する貸付けを行う。</p>

現(第1期)中期計画	次期(第2期)中期目標	次期(第2期)中期計画(案)
<p>③ 地方公共団体に対する貸付け 整備法附則第6条第2項の規定により、 公社から承継した地方公共団体に対する貸 付けに係る債権について、保有のために運 用する。</p>		<p>③ 地方公共団体に対する貸付け 整備法附則第6条第2項の規定により、 公社から承継した地方公共団体に対する貸 付けに係る債権を保有する。</p>
<p>④ その他 国債、地方債及び政府保証債(以下「国 債等」という。)を取得する。この場合、 満期まで保有する運用を基本とする。 また、郵便貯金勘定における流動性を確 保するため、預金による運用を行う。</p>		<p>④ その他 国債、地方債及び政府保証債(以下「国 債等」という。)を取得する。この場合、 満期まで保有する運用を基本とする。 また、郵便貯金勘定における流動性を確 保するため、預金による運用を行う。</p>
<p>(3) 有価証券の保有目的区分の設定 金融商品の会計基準に基づく保有目的区分 については、「満期保有目的の債券」に区分 することを基本とする。</p>		<p>(3) 有価証券の保有目的区分の設定 金融商品の会計基準に基づく保有目的区分 については、「満期保有目的の債券」に区分 することを基本とする。</p>
<p>(4) 市場への影響に配慮 各資産の市場規模に配慮する等、市場に及 ぼす影響が少なくなるよう配慮する。</p>		<p>(4) 市場への影響に配慮 各資産の市場規模に配慮する等、市場に及 ぼす影響が少なくなるよう配慮する。</p>
<p>2 中期目標期間における資産構成 中期目標期間中における資産構成を次のとお り定める。 ・ 機構が公社から承継した郵便貯金に相当す る資産と同額の株式会社ゆうちょ銀行に対 する預金 ・ 機構が株式会社ゆうちょ銀行から借り入れ る資金と同額の預金者貸付け及び地方公共 団体に対する貸付け ・ その他、現金及び預金並びに郵便貯金勘定 における流動性を確保しつつ取得する国債 等</p>		<p>2 中期目標期間における資産構成 中期目標期間中における資産構成を次のとお り定める。 ・ 機構が公社から承継した郵便貯金に相当す る資産と同額の株式会社ゆうちょ銀行に対 する預金 ・ 機構が株式会社ゆうちょ銀行から借り入れ る資金と同額の預金者貸付け及び地方公共 団体に対する貸付け ・ その他、現金及び預金並びに郵便貯金勘定 における流動性を確保しつつ取得する国債 等</p>

現(第1期)中期計画	次期(第2期)中期目標	次期(第2期)中期計画(案)
<p style="text-align: right;">別紙2</p> <p style="text-align: center;">簡易生命保険資産の運用計画</p> <p>1 基本方針</p> <p>(1) 安全・確実性を重視した運用 簡易生命保険を適正かつ確実に管理し、債務を確実に履行するため、安全・確実性を重視する。</p>		<p style="text-align: right;">別紙2</p> <p style="text-align: center;">簡易生命保険資産の運用計画</p> <p>1 基本方針</p> <p>(1) 安全・確実性を重視した運用 簡易生命保険を適正かつ確実に管理し、債務を確実に履行するため、安全・確実性を重視する。</p>
<p>(2) 運用方法</p> <p>① 契約者貸付け 独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法(平成17年法律第101号)第29条第1号の規定により、保険契約者に対する貸付けを行う。</p>		<p>(2) 運用方法</p> <p>① 契約者貸付け 独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法(平成17年法律第101号。<u>以下「機構法」という。</u>)第29条第1号の規定により、保険契約者に対する貸付けを行う。</p>
		<p><u>② 株式会社かんぽ生命保険への預託機構法第29条第2号の規定により、株式会社かんぽ生命保険への預託に係る債権を保有する。</u></p>
<p>② 地方公共団体に対する貸付け 郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成17年法律第102号。以下、「整備法」という。)附則第18条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる整備法第2条の規定による廃止前の簡易生命保険法(昭和24年法律第68号)第88条の規定により地方公共団体に対し貸付けを行う。 また、整備法附則第18条第2項の規定に</p>		<p>③ 地方公共団体に対する貸付け 郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成17年法律第102号。以下「整備法」という。)附則第18条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる整備法第2条の規定による廃止前の簡易生命保険法(昭和24年法律第68号)第88条の規定によりされた地方公共団体に対する貸付け及び整備法附則第18条第2項の規定により、日本郵政公社(以下「公</p>

現(第1期)中期計画	次期(第2期)中期目標	次期(第2期)中期計画(案)
<p>より、日本郵政公社から承継した地方公共団体に対する貸付けに係る債権について、保有のために運用する。</p>		<p><u>社」という。</u>)から承継した地方公共団体に対する貸付けに係る債権を保有する。</p>
<p>③ 公庫公団等に対する貸付け 整備法附則第47条の規定により、日本郵政公社から承継した郵便貯金法等の一部を改正する法律(平成12年法律第98号)第5条の規定による改正前の簡易生命保険の積立金の運用に関する法律第3条第1項第5号及び同条同項第10号に掲げる貸付けに係る債権について、保有のために運用する。</p>		<p>④ 公庫公団等に対する貸付け 整備法附則第47条の規定により、<u>公社</u>から承継した郵便貯金法等の一部を改正する法律(平成12年法律第98号)第5条の規定による改正前の簡易生命保険の積立金の運用に関する法律(<u>昭和27年法律第210号</u>)第3条第1項第5号及び第10号に掲げる貸付けに係る債権を保有する。</p>
<p>④ その他 簡易生命保険勘定における流動性を確保するため、預金を中心とした運用を基本とし、国債、地方債及び政府保証債(以下「国債等」という。)に運用する場合は、満期まで保有することを基本とする。</p>		<p>⑤ その他 簡易生命保険勘定における流動性を確保するため、預金を中心とした運用を基本とし、国債、地方債及び政府保証債(以下「国債等」という。)に運用する場合は、満期まで保有することを基本とする。</p>
<p>(3) 有価証券の保有目的区分の設定 金融商品の会計基準に基づく保有目的区分については、「満期保有目的の債券」に区分することを基本とする。</p>		<p>(3) 有価証券の保有目的区分の設定 金融商品の会計基準に基づく保有目的区分については、「満期保有目的の債券」に区分することを基本とする。</p>
<p>(4) 市場への影響に配慮 各資産の市場規模に配慮する等、市場に及ぼす影響が少なくなるよう配慮する。</p>		<p>(4) 市場への影響に配慮 各資産の市場規模に配慮する等、市場に及ぼす影響が少なくなるよう配慮する。</p>

現(第1期)中期計画	次期(第2期)中期目標	次期(第2期)中期計画(案)
<p>2 中期目標期間における資産構成 中期目標期間中における資産構成を次のとおり定める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構が株式会社かんぽ生命保険から借り入れる資金と同額の契約者貸付け、地方公共団体に対する貸付け及び公庫公団等に対する貸付け ・ その他、現金及び預金並びに簡易生命保険勘定における流動性を確保しつつ取得する国債等 		<p>2 中期目標期間における資産構成 中期目標期間中における資産構成を次のとおり定める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構が株式会社かんぽ生命保険から借り入れる資金と同額の契約者貸付け、地方公共団体に対する貸付け及び公庫公団等に対する貸付け ・ その他、現金及び預金並びに簡易生命保険勘定における流動性を確保しつつ取得する国債等

現(第1期)中期計画		次期(第2期)中期目標		次期(第2期)中期計画(案)		
別紙3				別紙3		
郵便貯金管理業務に係る標準処理期間				郵便貯金管理業務に係る標準処理期間		
項目		標準処理期間		項目		
貯金証書・保管証の再交付 (住所氏名変更を伴う場合を含む。)		3日		貯金証書・保管証の再交付 (住所氏名変更を伴う場合を含む。)		
定額郵便貯金及び定期郵便貯金に係る払戻証書の発行 (住所氏名変更を伴う場合を含む。)		4日		定額郵便貯金及び定期郵便貯金に係る払戻証書の発行 (住所氏名変更を伴う場合を含む。)		
残高証明書の発行	当該貯金の管理担当貯金事務センターの処理	自貯金事務センター受入分	4日	残高証明書の発行	当該貯金の管理担当貯金事務センターの処理	
		他貯金事務センター受入分	2日			他貯金事務センター受入分
	当該貯金の管理担当貯金事務センター以外の貯金事務センターの処理	管理担当貯金事務センターへの関係資料の発送	4日			当該貯金の管理担当貯金事務センター以外の貯金事務センターの処理
注: 1 上記は、貯金事務センターにおける標準処理期間(非営業日を除く。)である。				注: 1 上記は、貯金事務センターにおける標準処理期間(非営業日を除く。)である。		
2 非営業日の翌営業日に受け入れたものに係る標準処理期間は、上記の日数に1日を加えた日数とする。				2 非営業日の翌営業日に受け入れたものに係る標準処理期間は、上記の日数に1日を加えた日数とする。		
3 貯金事務センターとは、郵便貯金の原簿の管理等を行う株式会社ゆうちょ銀行の組織をいう。				3 貯金事務センターとは、郵便貯金の原簿の管理等を行う株式会社ゆうちょ銀行の組織をいう。		
4 管理担当貯金事務センターとは、残高証明書の発行に係る郵便貯金の原簿の管理等を行う貯金事務センターをいう。				4 管理担当貯金事務センターとは、残高証明書の発行に係る郵便貯金の原簿の管理等を行う貯金事務センターをいう。		

現(第1期)中期計画	次期(第2期)中期目標	次期(第2期)中期計画(案)																								
<p style="text-align: right;">別紙4</p> <p>簡易生命保険管理業務に係る標準処理期間</p> <table border="1" data-bbox="129 343 757 799"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>標準処理期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>満期保険金の<u>支払い</u></td> <td><u>14日</u></td> </tr> <tr> <td>入院保険金の<u>支払い</u> (病院に対する調査等を要するものを除く。)</td> <td><u>14日</u></td> </tr> <tr> <td>生存保険金の<u>支払い</u></td> <td><u>14日</u></td> </tr> <tr> <td>失効・解約還付金の<u>支払い</u></td> <td><u>14日</u></td> </tr> <tr> <td>基本契約の死亡保険金の<u>支払い</u> (病院に対する調査等を要するものを除く。)</td> <td><u>14日</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>注：1 入院保険金の<u>支払い</u>には、手術保険金の<u>支払い</u>が含まれている。</p> <p>2 処理期間は、株式会社かんぼ生命保険又は郵便局株式会社で保険金等の支払請求を受け付けてからサービスセンター(保険金等の支払決定等を行う株式会社かんぼ生命保険の組織)において支払通知書を作成した日又は振替データを作成した日までの期間とする。(暦日とする。)</p>	項目	標準処理期間	満期保険金の <u>支払い</u>	<u>14日</u>	入院保険金の <u>支払い</u> (病院に対する調査等を要するものを除く。)	<u>14日</u>	生存保険金の <u>支払い</u>	<u>14日</u>	失効・解約還付金の <u>支払い</u>	<u>14日</u>	基本契約の死亡保険金の <u>支払い</u> (病院に対する調査等を要するものを除く。)	<u>14日</u>		<p style="text-align: right;">別紙4</p> <p>簡易生命保険管理業務に係る標準処理期間</p> <table border="1" data-bbox="1494 343 2121 799"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>標準処理期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>満期保険金の<u>支払</u></td> <td><u>5日</u></td> </tr> <tr> <td>入院保険金の<u>支払</u></td> <td><u>5日</u></td> </tr> <tr> <td>生存保険金の<u>支払</u></td> <td><u>5日</u></td> </tr> <tr> <td>失効・解約還付金の<u>支払</u></td> <td><u>5日</u></td> </tr> <tr> <td>基本契約の死亡保険金の<u>支払</u></td> <td><u>5日</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>注：1 入院保険金の<u>支払</u>には、手術保険金の<u>支払</u>が含まれる。</p> <p>2 処理期間は、株式会社かんぼ生命保険又は再委託先で保険金等の支払請求に必要な書類が完備した日の翌日から保険金等が支払われる日までの期間(営業日とする。)とし、約款で定める保険金等を支払うために確認が必要な場合を除く。</p>	項目	標準処理期間	満期保険金の <u>支払</u>	<u>5日</u>	入院保険金の <u>支払</u>	<u>5日</u>	生存保険金の <u>支払</u>	<u>5日</u>	失効・解約還付金の <u>支払</u>	<u>5日</u>	基本契約の死亡保険金の <u>支払</u>	<u>5日</u>
項目	標準処理期間																									
満期保険金の <u>支払い</u>	<u>14日</u>																									
入院保険金の <u>支払い</u> (病院に対する調査等を要するものを除く。)	<u>14日</u>																									
生存保険金の <u>支払い</u>	<u>14日</u>																									
失効・解約還付金の <u>支払い</u>	<u>14日</u>																									
基本契約の死亡保険金の <u>支払い</u> (病院に対する調査等を要するものを除く。)	<u>14日</u>																									
項目	標準処理期間																									
満期保険金の <u>支払</u>	<u>5日</u>																									
入院保険金の <u>支払</u>	<u>5日</u>																									
生存保険金の <u>支払</u>	<u>5日</u>																									
失効・解約還付金の <u>支払</u>	<u>5日</u>																									
基本契約の死亡保険金の <u>支払</u>	<u>5日</u>																									

現(第1期)中期計画	次期(第2期)中期目標	次期(第2期)中期計画(案)
独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構中期計画の予算等(平成19年度～平成23年度) 【総表】 (略)		独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構中期計画の予算等(平成24年度～平成28年度) 【総表】 (略)
独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構中期計画の予算等(平成19年度～平成23年度) 【郵便貯金勘定】 (略)		独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構中期計画の予算等(平成24年度～平成28年度) 【郵便貯金勘定】 (略)
独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構中期計画の予算等(平成19年度～平成23年度) 【簡易生命保険勘定】 (略)		独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構中期計画の予算等(平成24年度～平成28年度) 【簡易生命保険勘定】 (略)

独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構第2期中期目標

独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構（以下「機構」という。）は、日本郵政公社（以下「公社」という。）から承継した郵便貯金及び簡易生命保険を適正かつ確実に管理し、これらに係る債務を確実に履行し、もって郵政民営化に資することを目的としている。

この目的を果たすため、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第29条の規定に基づき、機構が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を以下のとおり定める。

第1 中期目標の期間

中期目標の期間は、平成24年4月1日から平成29年3月31日までの5年間とする。

第2 業務運営の効率化に関する事項

1 組織運営の効率化に関する事項

機構の運営に当たっては、管理部門の簡素化、効率的な運営体制の確保、アウトソーシングの検討等により業務運営コストを縮減することとし、業務や組織の在り方について継続的に点検を行い、機動的に見直しを実施すること。

また、中期目標期間中に、国際ボランティア貯金寄附金の配分を完了し、業務体制の見直しを図ること。

2 業務経費等の削減に関する事項

公社から承継した郵便貯金及び簡易生命保険を適正かつ確実に管理し、これらに係る債務を確実に履行する中で、可能な限り業務の効率化を進め、特に、一般管理費については、経費節減の余地がないか自己評価を厳格に行った上で、必要に応じて適切な見直しを行うこと。具体的には、機構の一般管理費及び業務経費の合計（業務に係る資金調達費用、残高証明手数料等役務委託手数料、保険金等支払金、訴訟に係る経費及び人件費を除く。）について、中期目標期間の最終年度において、平成23年度の当該経費の95%以下とすること。

給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含めた役員の報酬、職員の給与等の在り方について検証した上で、目標水準・目標期間を設定して、その適正化に計画的に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表すること。

また、適切かつ効率的に業務を実施するため、業務量に応じて組織・人員の合理化を図り、計画的に人件費の削減を進めるものとし、その際、部の統合についても検討すること。

なお、人件費の削減に当たっては、政府における総人件費削減の取組を踏まえ、具体

的な削減目標を設定し、必要な取組を実施していくこと。

3 契約の点検・見直しに関する事項

「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成21年11月17日閣議決定）に基づき機構が策定した「随意契約等見直し計画」を着実に実施することにより、契約の適正化を引き続き推進し、業務運営の効率化を図ること。

具体的には、随意契約の適正化の取組、一者応札・応募の改善に向けた公告方法・期間、入札参加条件の見直し等の取組を継続することにより、コストの削減や透明化の確保を図ること。

なお、少額随意契約についても、引き続き、複数の業者から見積りを徴することを徹底し、経費の効率的使用を図っていくこと。

第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

1 資産の確実かつ安定的な運用

公社から承継した郵便貯金及び簡易生命保険に係る債務の確実な履行を確保するため、郵便貯金資産及び簡易生命保険資産について確実かつ安定的な運用を行うよう努めること。また、再保険先において確実かつ安定的な運用が行われるようその状況を把握すること。

2 提供するサービスの質の維持・向上

委託した郵便貯金管理業務及び簡易生命保険管理業務の質の維持・向上及び適切性の確保のため、これらの業務の委託先及び再委託先に対して定期及び随時の確認等を行うとともに、必要に応じて改善を求める等の措置を講ずること。

特に、委託先及び再委託先における保険金等支払対応、顧客情報管理、苦情申告対応等、国民に対して提供するサービスの質の維持・向上に向けて引き続き改善していくことが求められる点については、委託先及び再委託先に対して、態勢整備を含め対応状況のモニタリングを行うとともに、不適切事例が発生した場合には、その発生原因等を分析し、その結果を基に必要に応じて一層の再発防止策の実施を指導する等、改善に向けた取組を強化すること。また、従来と比較してどのように改善されたかについて、検証すること。

なお、委託先の監督に当たっては、特に以下の点に留意すること。

- (1) 郵便貯金管理業務及び簡易生命保険管理業務の提供場所及び提供時間について、利用者の利便の確保に配慮したものとなるよう努めること。
- (2) 預金者、契約者等の利便を図るために特に迅速な処理が必要な手続について標準処理期間を設定し、その期間内に案件の9割以上を処理すること。

また、監査業務の実施に当たっては、委託先及び再委託先の実施する内部監査の結果

の利用を進めるなど、各組織の内部統制機能を活用して、効果的かつ効率的な実施に努めるとともに、機構全体の経費の増大を招かないようにすること。

3 預金者等への周知

郵便貯金管理業務について、預入期間を経過した郵便貯金の残存状況を適時に把握し、郵便貯金の預金者にその状況を周知することにより、郵便貯金に係る債務の履行の確保・促進を図ること。

簡易生命保険管理業務について、支払義務が発生した保険金等の残存状況を適時に把握し、簡易生命保険の契約者等にその状況を周知することにより、簡易生命保険に係る債務の履行の確保・促進を図ること。

なお、広報業務の実施に当たっては、実際に窓口において権利行使をした者に対する実態調査等を行い、費用対効果を十分検証しつつ、より効果的かつ効率的な実施に努めるとともに、機構全体の経費の増大を招かないようにすること。

4 照会等に対する対応

預金者、契約者等からの照会等に対し迅速かつ的確に対応するとともに、委託先及び再委託先においても同様の対応が確保されるよう努めること。

5 情報の公表等

公社から承継した郵便貯金及び簡易生命保険の適正かつ確実な管理及びこれらに係る債務の確実な履行について、その透明性を高め、利用者の理解を深めるため、取扱営業所の数や業務の内容等、上述の目的を達成するために必要な業務及び組織その他経営内容に関する情報を引き続き公表すること。

公表に当たっては、ホームページを活用した情報提供を行うこと。情報提供に当たっては、充実した情報を利用者に分かりやすく、迅速に提供することに努めること。

第4 財務内容の改善に関する事項

「第2 業務運営の効率化に関する事項」で定めた事項に配慮した中期計画の予算を作成し、当該予算による運営を行うこと。

第5 その他業務運営に関する重要事項

1 内部統制の充実・強化

法令等を遵守しつつ業務を行い、機構に期待される役割を十全かつ適切に果たしていくため、「独立行政法人における内部統制と評価について」（平成22年3月23日独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会）及び政策評価・独立行政法人評価委員

会が公表した総務省所管独立行政法人の業務の実績に関する評価の結果等についての意見（平成 22 年 12 月 22 日付け政委第 34 号及び平成 23 年 12 月 9 日付け政委第 28 号）を踏まえ、今後も日常的なモニタリング、監事監査、内部監査等を通じて定期的又は随時に内部統制の独立的評価を実施し、内部統制の更なる充実・強化を図っていくこと。

2 適切な労働環境の確保

職員の専門性を高め、その勤務成績を考慮した人事評価を実施するとともに、適材適所の人事配置を行うこと。また、メンタルヘルス、人権等の労務課題への適切な対応を図ること。

3 機構の保有する個人情報の保護

保有する個人情報の保護に関する規程を設け、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他個人情報の適切な管理に努めること。

郵便貯金管理業務及び簡易生命保険管理業務の委託先においても個人情報の適切な管理が図られるよう監督を行うこと。また、郵便貯金管理業務及び簡易生命保険管理業務の再委託先においても個人情報の適切な管理が図られるよう委託先を通じて監督を行うこと。

4 災害等の不測の事態の発生への対処

東日本大震災の際の対応等を踏まえ、災害等の不測の事態が発生した場合においても、郵便貯金管理業務及び簡易生命保険管理業務を適切に実行できるように、リスク管理体制の充実を図ること。

また、郵便貯金管理業務及び簡易生命保険管理業務の委託先においても災害等の不測の事態の発生への対処が図られるよう監督を行うこと。また、郵便貯金管理業務及び簡易生命保険管理業務の再委託先においても災害等の不測の事態の発生への対処が図られるよう委託先を通じて監督を行うこと。

5 情報セキュリティ対策の推進

セキュリティ対策に係る政府の方針を踏まえ、適切な情報セキュリティ対策を推進すること。

6 積立金の処分

中期目標期間の最終年度の決算整理を行った後、なお、積立金があるときは、次期中期目標期間繰越積立金として総務大臣の承認が行われる金額を控除した残余の金額を国庫に納付すること。

なお、積立金の処分に当たっては、次期中期目標期間における積立金として整理する金額を厳格に算出すること。

7 その他

業務の運営に当たって、環境保全の観点から環境に与える影響に配慮し、適切な対応を図るよう努めること。

(独)郵便貯金・簡易生命保険管理機構 次期中期目標・中期計画の策定について

次期中期目標及び中期計画の策定について

1. 独立行政法人通則法における中期目標・中期計画

- ①主務大臣が独立行政法人が一定期間中に達成すべき業務運営に関する目標(中期目標)を策定(第29条)。
- ②独立行政法人が当該中期目標を達成するための計画(中期計画)を策定。
→主務大臣の認可(第30条)

2. 郵便貯金・簡易生命保険管理機構は、平成24年3月末で、現在の中期目標期間が終了。

→平成24年度以降の中期目標及び中期計画の策定が必要。

※中期目標の期間における業務の実績については、期間終了後に評価委員会による評価を実施(第34条)

独立行政法人の次期中期目標・中期計画の策定のプロセス

- (1)主務大臣による「中期目標期間終了時における組織・業務全般の見直し当初案」の作成
→ 主務省の独立行政法人評価委員会(省独法委)の意見聴取
→ 政策評価・独立行政法人評価委員会(政独委)へ提出
- (2)政独委によるヒアリング(対主務省)
→ 政独委は主務大臣に「独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性」を提示
- (3)「勧告の方向性」を踏まえ、主務大臣は「中期目標期間終了時における組織・業務全般の見直し案」を作成
→ 省独法委の意見聴取後、政独委へ提出(独立行政法人通則法第35条)
- (4)「見直し案」を踏まえた主務大臣による中期目標の作成
→ 省独法委の意見聴取後、独立行政法人に提示(同法第29条)
- (5)当該独立行政法人による中期計画の作成
→ 省独法委の意見聴取後、主務大臣認可(同法第30条)

中期目標策定等に係る審議スケジュール(案)

平成23年6月16日

- 独立行政法人の平成22年度の業務実績及び財務諸表等の報告
- 業務実績評価に係る方針及び分担の決定
- 「中期目標期間終了時における組織・業務全般の見直し当初案(見直しの方向性)」の審議(1回目)

7月26日

- 平成22年度業績評価に係る評価結果の確定
- 「中期目標期間終了時における組織・業務全般の見直し当初案」の審議(2回目)及び決定

※8月26日 総務省独立行政法人評価委員会(親会)にて22年度業績評価及び「見直し当初案」を審議

※10月14日 政策評価・独立行政法人評価委員会(政独委)によるヒアリング

※12月9日 政独委による「独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性」の提示

12月16日

- 「中期目標期間終了時における組織・業務全般の見直し案」の審議及び決定

※12月19日 総務省独立行政法人評価委員会(親会)にて「見直し案」の審議

平成24年1月27日

- 次期中期目標の審議及び決定

※ 総務省独立行政法人評価委員会(親会)にて「次期中期目標」の審議(文書審議)

3月6日

- 次期中期計画の審議及び決定

以下は、現時点で想定される日程

※3月16日 総務省独立行政法人評価委員会(親会)にて「次期中期計画」の審議

※3月中旬～下旬 独立行政法人は「次期中期計画」を策定→主務大臣の認可

総務省独立行政法人評価委員会郵便貯金・簡易生命保険管理機構分科会
委員等名簿

委 員

かまえ ひろし
釜江 廣志 東京経済大学経済学部教授

しげかわ じゅんこ
重川 純子 埼玉大学教育学部教授

よねやま たかう
米山 高生 一橋大学大学院商学研究科教授

専門委員

いしかわ けいこ
石川 恵子 実践女子大学人間社会学部准教授

おんぞう みほ
恩藏 三穂 高千穂大学商学部教授

かじかわ とおる
梶川 融 太陽 A S G 有限責任監査法人総括代表社員 (CEO)

きのの まりこ
佐野 真理子 主婦連合会事務局長

にうのや みほ
丹生谷 美穂 弁護士

みやむら けんいちろう
宮村 健一郎 東洋大学経営学部教授

(敬称略)